

むつ市広報紙取扱要綱

平成24年4月26日

むつ市告示第55号

改正 平成26年 2月25日告示第 20号

平成26年 3月27日告示第 36号

平成26年11月 7日告示第104号

令和 4年12月28日告示第188号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の広報紙である広報むつ（以下「広報紙」という。）の取扱いについて、むつ市広報広聴活動規則（平成24年むつ市規則第38号）及びむつ市広告掲載実施要綱（平成19年むつ市告示第40号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広報紙担当者の配置)

第2条 職員は、市の政策や魅力に関する情報について戦略的な広報を展開するため、広報紙に関する事務について市民連携課との連絡調整を円滑に行うよう努めなければならない。

(広報掲載の依頼)

第3条 広報の掲載の依頼は、むつ市広報紙広報掲載事項依頼書（別記様式）によるものとする。

(広報掲載の決定)

第4条 市長は、前条に規定する広報の掲載の依頼があった場合において、必要があると認めるときは、広報の掲載をするものとする。

(広告掲載の位置及び規格)

第5条 広告は、広報紙の表紙及び裏表紙を除く紙面の範囲内で、紙面の最下部に掲載するものとする。

2 広告掲載の位置は、市長が指定するものとし、広告主は掲載位置を指定することができない。

3 広告掲載の規格は、縦の長さは5.2センチメートル以内とし、横の長さは18.1センチメートル以内とする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広報紙に広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、実施要綱第8条第1項に規定するむつ市広告掲載申込書により、掲載を希望する発行号の申込締切日までに市長に申し込むものとする。

2 前項の申込締切日は、前年度の2月に市長が定める。

(広告掲載の決定の通知)

第7条 市長は、広告掲載の決定をしたときは、実施要綱第8条第2項に規定するむつ市広告掲載決定通知書及びむつ市広報紙への広告について(別記)により、速やかに申込者に通知するものとする。

(広告料金の納付)

第8条 広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、別表に定める広告の掲載料金(以下「広告料金」という。)を当該広告が掲載される広報紙の発行の日の10日前までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に期日を指定して納入させることができる。

(掲載原稿の提出)

第9条 広告主は、広報紙に掲載しようとする広告の原稿を当該広告が掲載される広報紙の発行の日から起算しておおむね20日前の指定する日までに市長に提出するものとする。

(広告料金の還付)

第10条 市長は、広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告の掲載をしないことができる。この場合において、既納の広告料金があるときは、これを還付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(むつ市出前講座実施要綱及びむつ市広報紙取扱要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) むつ市出前講座実施要綱(平成20年むつ市告示第49号)

(2) むつ市広報紙取扱要綱(平成21年むつ市告示第46号)

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前のむつ市広報紙取扱要綱の規定

によりなされている広報掲載の決定又は広告掲載の決定の通知は、この要綱の規定による広報掲載の決定又は広告掲載の決定の通知とみなす。

附 則（平成26年2月25日告示第20号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後のむつ市広報紙取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の広告掲載の決定に係る広告料金について適用し、施行日前の広告掲載の決定に係る広告料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月7日告示第104号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第188号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後のむつ市広報紙取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の広告掲載の決定に係る広告料金について適用し、施行日前の広告掲載の決定に係る広告料金については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

規 格		広 告 料 金	
縦	5.2センチメートル以内	掲載1回につき	30,000円
横	18.1センチメートル以内		
縦	5.2センチメートル以内	掲載1回につき	15,000円
横	9.0センチメートル以内		

別記様式（第3条関係）

むつ市広報紙広報掲載事項依頼書

令和 年 月 日
(宛先) 市民連携課長 (広報担当: mutasukoho@gmail.com)

むつ市広報紙取扱要綱第3条の規定により、広報紙への広報の掲載について、次のとおり依頼します。

■掲載依頼者・掲載希望月

依頼課・掲載担当者 (校正連絡先)	〇〇課〇〇担当 担当者名: _____ TEL _____ (内線 _____) E-mail (市役所各課は記載不要): _____ ※E-mailが無い場合はFAX番号を記載 FAX: _____
掲載希望月	令和〇〇年〇〇月号

■掲載内容 (該当箇所を記入)

タイトル (原則20文字以内)	
内容 (要約したもの) (約120字以内)	
いつ (曜日まで記入)	
どこで	
料金	※「無料」は原則省略
対象	※「どなたでも」は原則省略
定員	※会場の定員と同数は省略
申込方法・申込期間	
担当課・問い合わせ先	〇〇課〇〇担当 内線・電話番号

※この原稿は掲載希望月の1ヶ月前の25日までに提出してください。

(5月25日発行号に掲載したい場合、4月25日までに提出)

※写真がある場合はメールに添付してください。

※広報むつでは表現を統一しています。よく使用されるものについてご紹介します。

- ・皆様⇒みなさま
- ・及び⇒および
- ・行って⇒行なって (読み間違い防止のため)
- ・いたします⇒します
- ・おります⇒います
- ・「!」や「!?」などの感嘆符⇒掲載しない

※市の情報が優先されます。県や国、民間団体等からの掲載依頼について、必ず掲載されるわけではありません。

※紙面に限りがあるため、内容すべてが掲載されない場合もありますのでご了承ください

別記（第7条関係）

むつ市広報紙への広告について

（広告の場所）

- 1 広告は、広報紙の表紙及び裏表紙を除く2ページ以降の下1段に掲載されます。

（広告できる方と内容）

- 2 広告は、むつ市広告掲載実施要綱（平成19年むつ市告示第19号）第3条各号に掲げる事項に該当しないものでなければなりませんのでご確認願います。

（広告掲載の料金）

- 3 広告掲載の料金は、次のとおりです。

- (1) 下1段（縦 5.2cm以内×横 18.1cm以内）

掲載1回につき 30,000円

- (2) 下1段の2分の1（縦 5.2cm以内×横 9.0cm以内）

掲載1回につき 15,000円

（広告掲載の取消し）

- 4 広報紙の編集上、特に支障のある場合、広告の原稿が期日までに提出されない場合、広告掲載の料金が期日までに納入されない場合及び掲載の申込みがあっても市長が掲載の決定をしない場合は、掲載希望号に掲載できません。

（広告掲載の位置）

- 5 広告を掲載するページは、指定できません。

（広告原稿の提出）

- 6 掲載広告の印刷原稿を、指定する期日までに提出してください。